

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

【背景】

- 地域社会が持つ機能の一つに、子どもが生まれ育っていく、「次世代育成の場」としての機能があります。「次世代育成支援対策推進法」の行動計画指針や「子供・若者育成支援推進大綱」においても行政だけでなく地域の様々な主体の連携・協働の必要性が定められています。
- 豊島区は、WHO が推奨する安全・安心まちづくりの国際認証「セーフコミュニティ」を平成 24 年に取得、平成 30 年には再認証を取得しています。
- 子ども・若者が成長していく上で、自らの見識や世界観を広げる文化や芸術と触れ合うことが大切です。文化芸術に関する政策としては、平成 13 年に施行された文化芸術基本法が、平成 29 年に改正されました。改正により、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野を視野に入れながら、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造につなげていくことが盛り込まれました。
- 豊島区は、平成 17 年に「文化創造都市宣言」を行い、文化による活力あるまちづくりを推進してきました。平成 27 年には「国際アート・カルチャー都市構想」を、翌平成 28 年には同構想に基づいた「国際アート・カルチャー都市構想実現戦略」を策定し、文化芸術にかかる施策を一層推進しています。

【方向性】

- 地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用していきます。
- 豊島区に住み、働く人のワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけに取り組んでいきます。
- 豊島区で暮らす家族が、子どもを安心して育てられるようなまちづくりを進めていくために、子育てのしやすい住宅や環境など、ハード・インフラの整備を行っていきます。
- セーフコミュニティ活動の一層の推進などにより、犯罪や事故、けが予防に努め、子どもや若者にとっても安全安心な環境を整備します。
- 「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、文化芸術によるまちづくりを進め、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長していける環境を整備していきます。

取組の方向性

(1) 地域の力の活用

【現状と課題】

子ども・若者に関わるのは、専門的な知識やノウハウを有する支援者だけでなく、日常生活の中で子ども・若者と接する機会がある地域の生活者も、子ども・若者の成長に少なからぬ影響を与えています。

アンケート調査においても、「地域の方からの子育て支援があれば良いと感じたことがある」と回答した保護者が4割を超えており、地域ぐるみで子ども・若者やその家族を支えられるまちづくりが求められます。

豊島区には、民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）といった、子ども・若者の成長を見守る支え手があります。これらの支え手を育成し、強みを活かしあえるように連携を進めていくことが重要です。

また、夫婦共働き世帯が増加し、女性の就業率が上昇傾向にあるため、区内の企業や事業者と協力しながら、働きながら子育てできる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。

【方向性】

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体など、地域で子ども・若者やその家族のために活動している人の支援や、地域人材の育成に取り組みます。また、行政と区民、地域団体、大学など様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体をネットワーク化することで、地域全体で子ども・若者を見守り、成長を支援していけるまちづくりを推進します。

また、区民をはじめ区内の企業・事業主など、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進が図られるよう、普及啓発の取組を推進していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	平成30年度	・就学前 31.4% ・小学生 42.0% ・中高生 37.9%	
子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合	令和元年度	18歳以上の区民 21.8%	
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	平成30年度	- 就学前 28.9% - 小学生 19.2% - 中高生 15.8%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

目標	地域の子ども・若者の支え手の育成や支援を推進します。
内容	民生委員・児童委員や青少年育成委員等の子ども・若者を支援する活動を支援します。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(212) スポーツ推進委員事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	学習・スポーツ課
(213) 民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に對し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	福祉総務課
(214) 青少年育成委員会支援事業	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	子ども若者課
(215) コミュニティソーシャルワーク事業	誰もが住み慣れた地域の中でその人らしい暮らしができるように「新たな支え合い」の仕組みづくりを行うため、コミュニティソーシャルワーカーを町会・自治会の12地区を基礎単位として、12地区ごとの地域区民ひろばに配置していきます。	福祉総務課
(216) 地域福祉サポーターの養成と推進	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	社会福祉協議会
(217) 地域活動交流センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流を支援・促進するため、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	区民活動推進課

コラム⑱ 子どもに関する地域の取組

豊島区では、子どもに関する地域活動が活発に行われています。

例えば、青少年育成委員会では、12地区それぞれで地域の実情に合わせ創意工夫を凝らした、子どもや親子のための活動をしています。運動会やお祭りなど、様々な学年の子どもと地域のおとなと一緒に活動することで、多世代交流、地域コミュニティ形成の場となっています。また、子どもが実行委員となり地域の一員として、企画や運営に参加できる行事もあります。

こうした地域での行事などには、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)も参加・協力し、地域の実態や課題を把握し相談に繋げることで、地域の方々一人ひとりの生活や想いに寄り添いながら、支援を実施しています。

地域の中での連携・協働により、子どもも含めて誰もが暮らしやすい支えあいの地域づくりを進めていきます。



コミュニティソーシャルワーカーの地域活動への参加



青少年育成委員会でのもちつき

②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

目標 子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。

内容 地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
(218) 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	244人 400人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(219) 若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者課
(220) 生活困窮者自立支援事業(支援調整会議の開催)	子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わるくらし・しごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的に開催しています。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。	福祉総務課
(221) 豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	子育て支援課
(222) 中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。	公園緑地課 企画課(「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室)
(223) 地域・大学連携事業	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	指導課
(224) コミュニティ・スクール導入等促進事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	指導課
(225) 地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	放課後対策課
(14) 子ども食堂ネットワーク	【再掲】(67ページ)	子ども若者課
(28) としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】(70ページ)	福祉総務課

③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

目標	ワーク・ライフ・バランスへの意識を地域ぐるみで高めていきます。
内容	企業や事業者に対する普及啓発や、認定制度などを実施します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
②26 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	50社
			95社

計画事業

事業名	事業内容	担当課
②27 企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。	男女平等推進センター
②28 ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。	男女平等推進センター
②29 モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	人事課

コラム②⑩ 中小規模公園活用プロジェクト

中小規模公園活用プロジェクトでは、「ともに育つ公園。」をコンセプトに、身近にある小さな公園の使い方や過ごし方を地域の方々と一緒に考え、地域と共にコミュニティの場に育てていく公園づくりを進めています。地域や公園の特性を活かしながら、地域へのヒアリングや対話をもとに、もっと使いやすく、過ごしやすい公園となるよう、地域とともに活用の実践と検証を繰り返しています。

西巣鴨二丁目公園・上り屋敷公園では、「公園をみんなで育てよう井戸端かいぎ」などの意見を参考に、より過ごしやすい環境整備を行うとともに、住民主体の新たな活用が行われています。また、「くつろぐ」をコンセプトとした可動式のコンテンツとして、PARK TRUCK (パークトラック) を試験的に実施しています。



子どもが企画・運営した「子ども屋台」



公園を楽しむ車「PARK TRUCK」

取組の方向性

(2) 安全・安心な社会環境の整備

【現状と課題】

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全（セーフスクール）など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全安心なまちづくりを推進しています。また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

アンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が最も多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。

また、子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では従来より不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。アンケート調査でも、学校以外でのインターネット利用について、「ほとんど毎日使っている」と回答した割合が小学生・中学生ともに前回調査より10ポイント以上増加しており、子どものインターネット利用頻度は多くなっている状況にあります。そのため、インターネットも含めた子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

【方向性】

子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

また、子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、安全安心な環境を整備します。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	平成30年度	就学前 14.4% 小学生 16.9% 中高生 16.4%	
子育て世帯の区内定住率	平成30年度	68.0%	
セーフコミュニティの認証	令和元年度	認証	認証継続

根拠：：計画策定のためのアンケート調査、健康推進課作成資料

【具体的な取組】

①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

目標 子育て家庭に優しい住まいや生活の実現を図ります。

内容 ファミリー層向けの住環境施策等を実施します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
(230)	子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	住宅課	新規家賃助成数	30件 ※家賃助成総件数 123件	60件

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(231) 空き家利活用推進事業	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	住宅課
(232) 近居・多世代同居の推進	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	住宅課
(233) 公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	安心して乳児を連れて外出ができるよう、区民ひろばや子ども家庭支援センター等の地域の公共施設に、授乳やおむつ交換ができるスペースを設置し、周知します。	子育て支援課

②有害環境等への対応

目標 子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。

内容 インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組みます。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(234) 薬物乱用防止教育	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	指導課
(235) 情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	指導課
(236) PTAと連携した「SNSルール」の活用	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験をもとに改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底します。	庶務課
(237) 不健全図書类等規制対策事業	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	子ども若者課

③防犯・事故予防の推進

目標 犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。

内容 道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。

計画事業

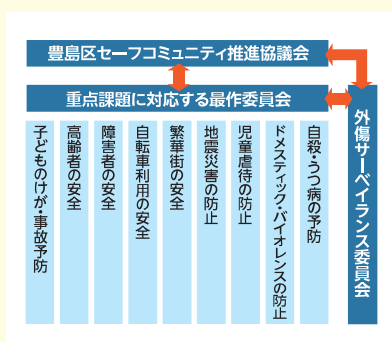
事業名	事業内容	担当課
(238) 子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発	子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるため、保護者・関係者が家庭内の事故予防について見て、触れて、学べる場を提供しています。(家庭内の事故:台所でのやけど、浴槽での溺水、ベランダからの転落等)	健康推進課 長崎健康相談所
(239) 安全・安心パトロールの実施	区民の安心感を確保するため、区内全域を青色防犯パトロールカーでパトロールします。登下校時の通学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄るなど見せる防犯活動を行います。	防災危機管理課
(240) 小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	学務課
(241) 学校安全安心事業	通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。	庶務課
(242) 安全・安心な学校づくり (インターナショナルセーフスクール)	インターナショナルセーフスクール認証校のノウハウを生かし、8つの中学校ブロックを中心とした普及・啓発を推進する。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。	指導課
新規 (243) 区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	学務課 放課後対策課
(244) 交通安全施設整備事業	妊娠婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。	道路整備課
(245) 交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	土木管理課
(246) 中学校自転車安全教室 (スケアード・ストレイト授業)	事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見ってもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	土木管理課
(247) 自転車ヘルメット普及啓発事業	幼児・児童を自転車の転倒事故から守るため、子ども用自転車ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。	土木管理課
(248) 高齢者安全運転支援装置設置促進事業	高齢者の運転する自動車事故を防止し、区民の安全と安心を図る目的として、高齢者が安全運転支援装置新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助します。	土木管理課
(249) 公園等防犯カメラ整備事業	死角の生まれやすいトイレのある公園から優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園緑地課

コラム②① 安全・安心まちづくり「セーフコミュニティ」

「セーフコミュニティ」は、世界保健機関(WHO)が推奨する安全・安心まちづくりの国際認証制度で、豊島区は平成24年11月、日本で5番目にこの認証を取得しました。5年ごとに審査があり、継続的な取組が評価され、平成30年2月に再認証を取得しました。

豊島区では、「重点課題に対応する対策委員会」がデータ分析に基づく具体的な対策を講じ、セーフコミュニティ活動の拠点である「地域区民ひろば」が、対策委員会と連携して予防につながる情報や学習プログラムを広く区民に提供しています。

「子どものけが・事故予防対策委員会」では、池袋保健所内にある子ども事故予防センターを活用した家庭で起こりやすい事故予防策の普及啓発や子どもが楽しみながらけがや事故を防ぐ動きを身に着けるダンスの活用、「児童虐待の防止対策委員会」では、早期発見・予防のために、虐待通告の周知や子どもからのSOSを引き出すための取組などを区民と協働で行っています。



保育園でのけが事故予防のダンス
(子どものけが・事故予防対策委員会)



児童虐待防止キャンペーン
(児童虐待の防止対策委員会)

コラム②② 地域に広がるISS(インターナショナルセーフスクール)活動

セーフコミュニティと同時に認証を受けて以来、児童・生徒が主役となったISS活動を支援する保護者・地域の見守りネットワークも広がっています。保護者が通学路の点検を行ったり、放課後、防犯ベストを着用しパトロールをしたりしています。また、地域や関係機関が一体となった防犯や登下校の安全を確保する活動が地域の活性化につながっています。

こうした取組は、地域ぐるみで見守りを行っていることのアピールとなり、犯罪の抑止や交通安全の意識を高めています。さらに、児童・生徒が地域の一員であることや守られていることを実感する効果を生んでいます。

令和元年度は、清和小学校の新規認証、及び仰高小学校と池袋本町小学校が再認証を取得しました。これで、区内小・中学校8校が認証を取得しました。

今後は、令和元年9月に策定された「豊島区教育ビジョン2019」に基づき、認証校の実践を区内中学校ブロックで共有し、取組の普及・活用を推進していきます。令和2年度は、さくら小学校、千川中学校が新規認証取得を目指しています。



仰高小学校：保護者の見守り



池袋本町小学校：地域見守り隊への感謝状贈呈

取組の方向性

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

【現状と課題】

豊島区は「文化創造都市」として、従来より文化や芸術によるまちづくりを進めており、平成27年に「国際アート・カルチャー都市構想」を、翌平成28年には同構想に基づいた「国際アート・カルチャー都市構想実現戦略」を策定しました。本構想や実現戦略に基づき、多様な文化資源を有する豊島区の強みを最大限に活かして世界からアート・カルチャーの魅力で人や産業を惹きつける都市づくりを目指し、文化施策を展開しています。こうした状況の中、2019年「東アジア文化都市」の国内開催都市に選定され、国際的な交流が盛んになってきています。

また、様々な文化芸術活動を育む環境の整備も進んでいます。具体的なプロジェクトとして、令和元年には東京建物 BrilliaHALL（豊島区立芸術文化劇場）やとしま区民センターがオープンし、池袋西口公園は新たな劇場空間としてリニューアルオープンしました。また、令和2年にはトキワ荘を再現したマンガの聖地としまミュージアムが開設されます。

このような取組や施設整備を通して、文化芸術を生み出し、発信していく空間を創出してきました。

【方向性】

子ども・若者が成長していく過程で、伝統文化や芸術に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することは、豊かな感性と創造性を育みます。

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、豊島区で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌をつくっていきます。

また、そのような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるための普及啓発、情報発信等の活動も展開していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかという也多い」と感じている区民の割合	令和元年度	18歳以上の区民 40.6%	

根拠：協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①文化・芸術に親しむ環境づくり

目標 アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。

内容 子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
(250) 新規 トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化観光課	来館者数	設置に向けて検討中
			100,000人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(251) トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	文化観光課
(252) 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	国際アート・カルチャー都市のシンボルである芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	文化デザイン課
(253) 舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。	文化デザイン課
(254) 新規 池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	文化デザイン課
(255) 池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	文化デザイン課
(256) 「フェスティバル/トーキョー」開催事業	国際アート・カルチャー都市の基幹事業として関係団体、地域と連携を図りながら、東京芸術劇場、あうるすぽっと、街なかの施設等を中心に国際的な舞台芸術祭を開催し、演劇のまちとしての魅力を発信します。	文化デザイン課
(257) 庁舎まるごとミュージアム運営事業	本庁舎を美術館や博物館のような空間に演出し、3階から9階の通路部分の壁面を使用した展示を行い、区の文化資産の紹介や区の重点施策等の情報をわかりやすくタイムリーに掲示して、区民・来庁者に発信します。	文化デザイン課
(258) 熊谷守一美術館の運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。	文化デザイン課

コラム②③ トキワ荘マンガミュージアム

トキワ荘再現施設「トキワ荘マンガミュージアム」が令和2年春オープンします。

「トキワ荘」とは、マンガ界の第一人者、手塚治虫、藤子不二雄^㉔、藤子・F・不二雄、石ノ森章太郎、赤塚不二夫らのマンガ家が、青春時代・下積み時代を過ごした伝説のアパートです。椎名町（現・南長崎）にありましたが、昭和57年に老朽化のため解体されました。その後、トキワ荘のあったまち南長崎ではマンガによるまちづくりに取り組んできました。

この度、満を持して、オープンする「トキワ荘マンガミュージアム」は、トキワ荘の外観はもとより、玄関、階段、マンガ家が暮らした2階の居室や同炊事場をできる限り再現しているほか、1階ではトキワ荘ゆかりのマンガ家たちの作品が閲覧できます。

ぜひ足を運び、豊島区ゆかりのマンガ文化に触れてみてください。



トキワ荘マンガミュージアム外観



1階マンガラウンジイメージ



2階再現部屋イメージ